

函館市ひとり親家庭等雇用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の父母等を雇用する事業者に対し、函館市ひとり親家庭等雇用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、ひとり親家庭の父母等の雇用機会の拡大を図るため、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子または一定程度の障害（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に規定する障害をいう。）がある子を扶養しているもの
- 二 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項第5号に規定する女子
- 三 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるもの

(補助対象事業者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第1項に規定する特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金に限る。以下「助成金」という。）の支給決定を受けた事業者で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 助成金の支給決定に係るひとり親家庭の父母等（以下「対象労働者」という。）が勤務する事業所が、市の区域内に所在すること。
- (2) 対象労働者が市の区域内に居住するものであること。

(3) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者

イ 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者

ウ 函館市に納付すべき税を滞納している者

エ 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団，同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

オ その他市長が不相当と認める者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は，助成金にかかる総支給額の半額とし，予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，補助金と助成金の支給額が助成金の助成対象期間内に対象労働者に支払われた賃金額を超える場合は，支払われた賃金額から助成金の額を差し引いた額（その額に千円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 対象事業者は，補助金の交付の申請をしようとするときは，第3条に規定する要件を満たした日の翌日から起算して60日以内に，函館市ひとり親家庭等雇用促進補助金交付申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし，やむをえないと市長が認める場合には，60日を超えてから申請できるものとする。

2 前項の申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書（別記第2号様式）

(2) 受理された助成金の申請書の写し

(3) 助成金の支給決定通知書の写し

(4) 対象労働者の出勤簿および賃金台帳の写し

(5) 対象労働者の住所を確認することができる書類

(6) 申請者の納税証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定および額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定および額の確定を行い、別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の額の確定後において交付するものとする。

(決定等の取消しまたは補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、またはすでに交付した補助金を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補則)

第9条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月8日から施行し、助成金の支給決定に係る支給対象期の起算日が施行日以後の日である事業者について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。